

議案第20号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の給与に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当に限る。以下同じ。)」を加える。

別表第 4 行政職給料表の部 5 級の項中「(6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務」を削り、同部 7 級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

- | |
|-----------|
| (1) 監の職務 |
| (2) 部長の職務 |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																								
<p>第1条～第4条 略 (給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第6条～第43条 略 別表第1～別表第3 略 別表第4 (第8条関係) 等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="210 805 1048 1189"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">行政職給料表</td> <td>1級～4級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>(1)～(5) 略 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>部長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>医師職給料表・看護職給料表 略</p>	給料表	等級	基準となる職務	行政職給料表	1級～4級	略	5級	(1)～(5) 略 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務	6級	略	7級	部長の職務	<p>第1条～第4条 略 (給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当に限る。以下同じ。)、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第6条～第43条 略 別表第1～別表第3 略 別表第4 (第8条関係) 等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1077 805 1915 1189"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">行政職給料表</td> <td>1級～4級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>(1) 監の職務 (2) 部長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>医師職給料表・看護職給料表 略</p>	給料表	等級	基準となる職務	行政職給料表	1級～4級	略	5級	(1)～(5) 略	6級	略	7級	(1) 監の職務 (2) 部長の職務	
給料表	等級	基準となる職務																								
行政職給料表	1級～4級	略																								
	5級	(1)～(5) 略 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務																								
	6級	略																								
	7級	部長の職務																								
給料表	等級	基準となる職務																								
行政職給料表	1級～4級	略																								
	5級	(1)～(5) 略																								
	6級	略																								
	7級	(1) 監の職務 (2) 部長の職務																								

